

地域密着型 特定施設入居者生活介護

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、要介護や要支援状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス体系として、平成 18 年 4 月に創設されました。

住み慣れた自宅や地域での生活の継続を目的としているため、原則として、当該地域密着型サービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ちます。

目 次

○表 紙	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
○目 次	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
○人員に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
○設備に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
○運営規定等の掲示について		
○運営指導での指摘事項例	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
○運営指導での指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）		

○人員に関する基準

職 種	資格要件	配置基準
管理者		常勤専従で1人 ※管理業務に支障がない場合は、当該施設の他の職務又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 〈チェック〉 ☐管理者は常勤専従か ☐兼務している場合は、管理上支障がない範囲か
生活相談員	社会福祉主事、社会福祉士 精神保健福祉士、介護福祉士 看護職員、介護支援専門員	常勤の者1人以上 ※サテライト型特定施設（本体施設と密接な連携を確保等の要件あり）の生活相談員については、本体施設（介護老人保健施設に限る。）の支援相談員によるサービス提供が、当該本体施設の入所者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 〈チェック〉 ☐資格は適切か
看護師 若しくは 准看護師 又は 介護職員	適切な介護業務を行うために必要な知識を有すること。	看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 看護職員のうち1人以上は常勤の者 介護職員のうち1人以上は常勤の者 ※ただし、サテライト型特定施設の場合にあっては、これらの職員は、それぞれ常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えない。 〈チェック〉 ☐医療・福祉系の資格がない職員は認知症介護基礎研修を受講しているか ※令和3年3月末までに配置された職員は3年の経過措置期間あり⇒<u>令和6年3月31日まで</u> ※令和3年4月1日以降に配置の職員は1年の猶予期間あり

機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有するもの	1人以上 ※日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該施設の他の職務に従事することができる。 ※サテライト型特定施設の機能訓練指導員については、本体施設（診療所を除く。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 〈チェック〉 ☐機能訓練指導員を1人以上配置しているか ☐資格は適切か
計画作成担当者	介護支援専門員	専従1人以上 ※利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。 ※サテライト型特定施設の計画作成担当者については、本体施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。）に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 〈チェック〉 ☐計画作成担当者は専従か ☐兼務している場合は、管理上支障がない範囲か

○設備に関する基準

設 備	設 備 基 準
一時介護室 浴室、便所 食堂、機能訓練室	他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができる。
介護居室	1の居室の定員は1人とする。 ※利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 地階に設けてはならない。 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
一時介護室	介護を行うために適当な広さを有すること。
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
便所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならない。
その他	利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造（段差の解消、廊下の幅の確保等）を有するものでなければならない。

○運営規定等の掲示について

指定基準において、事業所の見やすい場所（玄関等）に、**運営規程、従業員の勤務の体制、重要事項説明書**を掲示しなければならないこととなっており、令和3年度の報酬改定において、閲覧可能なファイル等で据え置くこと等が可能となりました。

どちらかの方法で利用者等が確認できるように整備する必要がありますので、まだ整備していない事業所につきましては早急にご対応ください。

また、すでに掲示等を対応いただいている場合においても、記載内容等に変更があった場合で、差し替えが行われていない場合が多く見受けられます。最新のものを掲示等していただきますようお願いいたします。

併せて、これは基準等に定めのないものですが、登米市ハザードマップについても、事業所内の見やすい場所等への掲示をお願いしております。事業所所在町域分で構いませんので、災害発生時に備えて掲示していただき、また、内容について随時更新されておりますので、最新のものを掲示していただきますようお願いいたします。（登米市ハザードマップは登米市ホームページ内に掲載されております。）

〈登米市ハザードマップ掲載 URL〉

<https://www.city.tome.miyagi.jp/somu-somu/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/map.html>

○運営指導での指摘事項例（登米市）

【運営に関する基準】
（サービスの提供の記録） サービス提供の開始に際しては、開始年月日及び施設の名称を、サービス提供終了に際しては、終了年月日を利用者の被保険者証に記載することとなっているが、未記入であった。

○運営指導での指摘事項例（全国）

（運営基準） ・入居時の情報のみでプラン作成時のアセスメントがとられていない。 ・計画作成にあたっての基本情報やアセスメントの記載に不足がみられる。 ・プランの同意・交付が遅れているものが散見される。 ・特定施設サービス計画が作成されていない期間がある。 ・利用者の状況の変化等によりケアの内容に変化があるにもかかわらず、プランの変更がされていないものがある。 ・兼務職員について、特定施設との雇用契約がされていない。また、当該特定施設の勤務表に当該兼務職員の記載がなく、勤務状況の管理が適切に行われていない。 ・防災訓練が年に１回しか行われていない。 ・浴室の入居者の手の届くところに浴室用洗剤が置かれており、誤飲等の危険性がある。 ・感染予防マニュアルがない。 ・施設内に利用料金、職員体制、苦情処理の概要等に関する掲示がない。 ・従業員の秘密保持に関する誓約書について、一部の従業員の誓約書がとられていない。 ・利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意が文書により得られていないものがある。 ・虐待防止マニュアルが整備されていない。 ・虐待発見時の通報・報告体制が整備されていない。
--